

常不輕品三十箇の大事

第一 常不輕の事

御義口伝に云はく、常の字は三世の不輕の事なり、不輕とは一切衆生の内証所具の三因仏性を指すなり。仏性とは法性なり、法性とは妙法蓮華經なり云云。

第二 得大勢菩薩の事

御義口伝に云はく、得とは応身なり、大とは法身なり、勢とは報身なり。又得とは仮諦なり、大とは中道なり、勢とは空諦なり。円融の三諦三身なり。

第三 威音王の事

御義口伝に云はく、威とは色法なり、音とは心法なり、王とは色心不二を王と名づくるなり。末法に入つては南無妙法蓮華經と唱へ奉る、是しかしなが併いおんのうら威音王なり云云。其の故は、音とは一切權教の題目等なり、威とは首題の五字なり、王とは法華の行者なり云云。法華經の題目は獅子の吼ゆるが如く余經は余獸の音こゑの如くなり。諸經中王の故に王と云ふなり。今日蓮等の類南無妙法蓮華經と唱へ奉るは威音王仏なり云云。

第四 凡有所見の事

御義口伝に云はく、今日本國の一切衆生は法華經の題目の機なりと知見するなり云云。

第五 我深敬汝等不敢輕慢所以者何汝等皆行菩薩道當得作佛の事

御義口伝に云はく、此の二十四字と妙法の五字は替はれども其の意は之同じ。二十四字は略法華經なり。

第六 但行禮拜の事

御義口伝に云はく、禮拜とは合掌なり、合掌とは法華經なり。此即ち一念三千なり。故に不專読誦經典但行禮拜と云ふなり。

第七 乃至遠見の事

御義口伝に云はく、上の凡有所見の見は内証所具の仏性を見るなり、此は理なり。遠見の見は四衆と云ふ間、事なり。仍つて上は心法を見、今は色法を見る。色法は本門開悟の四一開会なり。心法を見るは迹門の意、又四一開会なり。遠の一字は寿量品の久遠なり。故に故往禮拜と云へり云云。

第八 心不淨者の事

御義口伝に云はく、謗法の者は色心二法共に不淨なり。先づ心不淨の文は今の此の心不淨者なり。又身不淨の文は譬喩品に「身常臭処垢穢不淨」と云へり。今日蓮等の類南無妙法蓮華經と唱へ奉る者は色心共に清淨なり。身淨とは法師功德品に云ふ「若持法華經其身甚清淨」の文なり。心淨とは提婆品に云はく「淨心信敬」云云。淨とは法華經の信心なり、不淨とは謗法なり云云。

第九 ごんぜむちびく 言は無智比丘の事

御義口伝に云はく、此の文は法華經の明文なり。上慢の四衆不輕菩薩ふきょうぼさつを無智の比丘めりと罵詈せり。凡有所見の菩薩を無智と云ふ事、第六天の魔王の所為なり。末法に入って日蓮等の類南無妙法蓮華經と唱へ奉る者は、無智の比丘と謗ぜられん事、經文の明鏡なり。無智を以て法華經の機と定めたり。

第十 もんごしよせつ かいしんぶくずいじゅう 聞其所説 皆信伏隨從の事

御義口伝に云はく、聞とは名字即なり、所詮は而強毒之の題目なり、皆とは上慢の四衆等なり、信とは無疑むぎわっしん曰信明了なるなり、伏とは法華に歸伏するなり、隨とは心を法華經に移すなり、從とは身を此の經に移すなり。所詮今日蓮等の類南無妙法蓮華經と唱へ奉る行者は末法の不輕菩薩なり。

第十一 おししゅうちゅうせつぼう しんむしよい 於四衆中説法 心無所畏の事

御義口伝に云はく、四衆とは日本国の中的一切衆生なり、説法とは南無妙法蓮華經なり、心無所畏とは今日蓮等の類南無妙法蓮華經よと呼ばはる所の折伏なり云云。

第十二 じょうふきょうぼさつきいんこそくがしんぜ 常不輕菩薩豈異人乎則我身是の事

御義口伝に云はく、過去の不輕菩薩は今日の釈尊なり。此の釈尊は寿量品の教主なり。寿量品の教主とは我等法華の行者なり。さては我等が事なり。今日蓮等の類は不輕菩薩なり云云。

第十三 じょうふちぶつ ふもんぼう ふけんそう 常不值仏 不聞法 不見僧の事

御義口伝に云はく、此の文は不輕菩薩を輕賤するが故に三宝を拝見せざる事、二百億劫地獄に墮ちて大苦惱を受くと云へり。今末法に入って日蓮等の類南無妙法蓮華經と唱へ奉る者を輕賤せん事彼に過ぎたり。彼は千劫、此は至無數劫なり。末法の仏とは凡夫なり、凡夫僧なり。法とは題目なり。僧とは我等行者なり。仏共云はれ、又は凡夫僧共云はるゝなり。深覺円理名之為仏の故なり。円理とは法華經なり。

第十四 ひつぜざいいい ぶくじょうふきょうぼさつ 畢是罪已 復遇常不輕菩薩の事

御義口伝に云はく、若し法華誹謗の失を改めて信伏隨從する共、浅く有っては無間に墮つべきなり。先の謗法強きが故に依るなり。百劫無間地獄に墮ちて後に出づる期有つて又日蓮に値ふべきなり。復遇日蓮なるべし。

第十五 おによらいめつご 於如来滅後等の事

御義口伝に云はく、不輕菩薩の修行此くの如くなり。仏の滅後に五種に妙法蓮華經を修行すべしと見えたり。正しく是故より下の二十五字は末法日蓮等の類の事なるべし。既に是の故にとをさえて於如来滅後と説かれたり。流通の品成る故なり。総じて流通とは未来当今の為なり。法華經一部は一往は在世の為なり、再往は末法当今の為なり。其の故は妙法蓮華經の五字は三世の諸仏共に許して未来滅後末法の者の為なり。品々の法門は題目の用なり。体の妙法末法の為たらば、何ぞ用の品々別ならんや。此の法門秘す

べし秘すべし。天台の「^{こうい ひっさ}綱維を提ぐるに目として動かざること無きが如し」等と釈する此の意なり。妙樂大師は「略して經題を挙ぐるに玄に一部を収む」と。此等を心得ずんば末法の弘通に足らざる者なり。

第十六 此の品の時不^{とき ふ きょう ぼ さつ たい}輕菩薩の体の事

御義口伝に云はく、不輕菩薩とは十界の衆生なり。三世常住の礼拝の行を立つるなり。吐く所の語言は妙法の音声なり。獄卒が杖を取って罪人を呵責^{かしゃく}する体礼拝なり。敢へて輕慢せざるなり。罪人我を責め成すと思へば不輕菩薩を呵責するなり。折伏の行是なり。

第十七 不^{ふ きょう ぼ さつ}輕菩薩礼拝住^{これ}処の事 十四箇所の礼拝住所の事之有り

御義口伝に云はく、礼拝の住処とは多宝塔中の礼拝なり。其の故は塔婆とは五大の所成なり。五大とは地水火風空なり。此を多宝の塔共^{とも}云ふなり。法界広しと雖も此の五大には過ぎざるなり。故に塔中の礼拝と相伝するなり。秘すべし秘すべし。

第十八 開^{かい じ ごと}示悟入礼拝住^{にゅう}処の事

御義口伝に云はく、開示悟入の四仏知見を住処とするなり。然る間方便品の此の文を礼拝の住処と云ふなり。此は「内に不輕の解^{いだい}を懐く」と釈せり。解とは正因仏性を具足すと釈するなり。開仏知見とは此の仏性を開かしめんとて仏は出現し玉ふなり。

第十九 每^{まい じ さ ぜ ねん もん}自作是念の文礼拝住^{もん}処の事

御義口伝に云はく、毎の字は三世なり。念とは一切衆生の仏性を念じたまひしなり。仍^よって速成就仏身と皆当作仏とは同じ事なり。仍^よって此の一文を相伝せり。天台大師は、^{かいさんけんいち かいこんけんのん}開三頭一 開近頭遠と釈せり。秘すべし秘すべし。

第二十 我本行菩薩道の文礼拝住^{もん}処の事

御義口伝に云はく、我とは本因妙の時を指すなり。本行菩薩道の文は不輕菩薩なり。此を礼拝の住処と指すなり云云。

第二十一 生^{しょうろうびようし}老病死の礼拝住^し処の事

御義口伝に云はく、一切衆生^{おんり}生老病死を厭離せず、無^む常^{じょう}遷滅^{せんめつ}の当体に迷ふに依って後世菩提を覚知せざるなり。此を示す時、煩惱即菩提・生死即涅槃と教ふる当体を礼拝と云ふなり。左右の両の手を開く時は煩惱・生死・上慢・不輕各別なり。礼拝する時両の手を合すれば煩惱即菩提・生死即涅槃なり。上慢の四衆の所具の仏性も、不輕所具の仏性も、一種の妙法なりと礼拝するなり云云。

第二十二 法^{ほっしょう}性を礼拝する住^し処の事

御義口伝に云はく、不輕菩薩法性真如の三因仏性たる南無妙法蓮華經の二十四字に足を立て、無明上慢の四衆を拝するは、^{うんざい}蘊在衆生の仏性を礼拝するなり云云。

第二十三 無^{む みょう}明を礼拝する住^し処の事

御義口伝に云はく、自他の^{きやくい}隔意を立て、彼は上慢の四衆、我は不輕と云ふ。不輕は

善人、上慢は悪人と、善悪を立つるは無明なり。此に立つて礼拝の行を成す時、善悪不二・邪正一如の南無妙法蓮華經と礼拝するなり云云。

第廿四 蓮華の二字の礼拝住処の事

御義口伝に云はく、蓮華とは因果の二法なり。悪因あれば悪果を感じ、善因有れば善果を感ず。内証には汝等三因^{なんだち}仏性の善因あり。事に顯はず時は善果と成って皆当作仏すべしと礼拝し玉ふなり云云。

第廿五 実報土の礼拝住処の事

御義口伝に云はく、実報土は豎^{たて}の時は菩薩の住処なり。仍^よつて不輕菩薩の住処を実報土と定めて、此にて礼拝の行を立て給ふ間、実報土は礼拝の住処なり云云。

第廿六 慈悲の二字の礼拝住処の事

御義口伝に云はく、不輕礼拝の行は皆当作仏と教ふる故に慈悲なり。既に杖木瓦石^{じょうもくがしゃく}を以て打擲^{ちようちやく}すれ共、而強毒^{にごうどくし}之するは慈悲より起これり。仏心とは大慈悲心是なりと説かれたれば、礼拝の住処は慈悲の室に有りと云云。

第廿七 礼拝の住処分真即の事

御義口伝に云はく、菩薩は分真即^{ぶんしんそく}の位と定むるなり。此の位に立つて理即の凡夫を礼拝するなり。之に依つて理即の凡夫なる間此の授記を受けずして無智の比丘と謗ぜり云云。

第廿八 究竟即礼拝住処の事

御義口伝に云はく、凡有所見の見は仏知見なり。仏知見を以て上慢の四衆を礼拝する間、究竟即を礼拝の住処と定むるなり云云。

第廿九 法界礼拝住処の事

御義口伝に云はく、法界に立つて礼拝するなり。法界とは広きに非ず狭きに非ず。総じて法とは諸法なり、界とは境界なり。地獄界乃至仏界^{さかい}共に界を法^{のつと}る間、不輕菩薩は不輕菩薩の界に法り、上慢の四衆は四衆の界に法るなり。仍^よつて法界が法界を礼拝するなり。自他不二の礼拝なり。其の故は不輕菩薩の四衆を礼拝すれば、上慢の四衆所具の仏性も又不輕菩薩を礼拝するなり。鏡に向かつて礼拝を成す時、浮かべる影又我を礼拝するなり云云。

第三十 礼拝の住処忍辱地の事

御義口伝に云はく、既に上慢の四衆罵詈^{しんに}瞋恚を成して虚妄の授記^{そし}と謗ると云へ共、不生瞋恚と説く間忍辱地に住して礼拝の行を立つるなり云云。初一の住所は世流布の学者も知れり。後の十三箇所は当世の学者知らざる事なり云云。已上十

四箇礼拝の住所なり云云。